

公益社団法人鶴見法人会

hot Line

2025

冬号



No.586

Schedule 主要行事予定

最新の予定については、鶴見法人会ホームページをご覧ください。

11月

5日(水) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第4回

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

10日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

12日(水)

●神奈川県横断税務広報

【場 所】 JR 鶴見駅

【時 間】 12:00～

13日(木) 一般可

●第29回ほうじん劇場

【場 所】 サルビアホール 4F ホール

【時 間】 17:30～

18日(火) 一般可

●健康ウォーキング

【場 所】 高尾山

【時 間】 8:00～

18日(火) 一般可

●令和7年度源泉所得税研修会第5回

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

19日(水) 一般可

●新設法人説明会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

21日(金) 一般不可

●第39回全国青年の集い山梨大会

【場 所】 YCC 県民文化ホール

【時 間】 14:00～

27日(木) 一般不可

●納税表彰式

【場 所】 キリンビール(株)横浜工場

レセプションホール

【時 間】 15:00～

30日(日) 一般可

●第18回トレジャーハンティング in つるみ

【場 所】 神奈川県立東部総合職業技術校

【時 間】 12:00～

12月

2日(火) 一般可

●第65回チャリティーグリーン研修会

【場 所】 姉ヶ崎カントリー倶楽部

【時 間】 7:44～

8日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

18日(木) 一般可

●電子帳簿保存説明会及び決算法人説明会
(※予約制)

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

19日(金) 一般可

●婚活パーティー

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:00～

令和8年1月

13日(火) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

15日(木) 一般不可

●令和8年新年賀詞交歓会

【場 所】 崎陽軒本店

【時 間】 18:00～

21日(水) 一般可

●新設法人説明会 (※予約制)

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 13:30～

27日(火) 一般可

●税法研修会①

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

29日(木) 一般可

●第1回法人会セミナー

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 18:00～

2月

3日(火) 一般可

●税法研修会②

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

9日(月) 一般不可

●青年部会役員会

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 19:00～

10日(火) 一般可

●税法研修会③

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

17日(火) 一般可

●税法研修会④

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

18日(水) 一般可

●バス研修会

【場 所】 山梨方面

【時 間】 8:00～

19日(木) 一般可

●電子帳簿保存説明会及び決算法人説明会
(※予約制)

【場 所】 法人会会議室

13:30～

24日(火) 一般可

●税法研修会⑤

【場 所】 法人会会議室

【時 間】 14:30～

表紙モデル募集

会員ご家族の思い出に、
お子様やお孫さんの成長
の記念に。ホットライン
の表紙モデルはいかがで
すか。

鶴見法人会事務局
045-521-2531

Profile

法人名：株式会社菊池商事

役職名：代表取締役

取締役

氏 名：菊池 久仁恵 氏

高橋 まどか 氏

続 柄：孫 長女

氏 名：高橋 茉桜さん

支 部：潮田支部

撮影場所：セントラルスタジオ



Index

法人会全国大会高知大会	1～3
理事会報告	4
事業レポート	4～6
第19回全国女性フォーラム北海道大会	7
鶴見税務署からのお知らせ	8～9
会員優待サービスブックについて	10～11
会員紹介	12
令和8年新年賀詞交歓会/新入会員紹介/会員増強	13
横浜市からのお知らせ	表4

全法連主催の法人会全国大会高知大会を高知県立県民文化ホールにて開催した。当会からは、伊藤会長はじめ6名で参加した。この大会は、「法人会の税制改正に関する提言」の内容を発表する場でもあります。第一部記念講演では、元ローソン・ジャパン社長・一般社団法人SDGsソーシャルデザイン協会名誉顧問 都築富士男氏による「変化の時代の経営、危機をチャンスに」の講演会を開催した。



＜基本的な課題＞

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。
- (2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保障料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保障料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」としており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとしている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には次回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となっ

て幅広く議論する必要がある。

- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数と党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤ともなる。マイナンバーカードの保有率は令和7年7月現在で79.2%まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年6月現在で30.64%にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言いがたいのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「eLTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になったり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならぬ。社会保障と税、災害対策に限定していた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付けする取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 法人税率について
令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に

見定めが必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

- (2) 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。
- (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
- (4) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。
 - ③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。
- (4) 中小企業等の設備投資支援措置
「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。
- (5) 償却資産に対する課税の見直し固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。
- (6) 中小企業の事務負担軽減
インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進を促す支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、あくまで納税を猶予(先延ばし)するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は(2)取引相場のない株式の評価(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直す
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。また、

特例承継計画の提出期限(令和8年3月末日)と特例制度の適用期限(令和9年12月末日)が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで(令和8年10月1日から3年間は50%控除可能)となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)について、適用期限は令和8年9月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

総務省が発表した令和6年10月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は1億2,380万2千人と前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人口動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の人口は、他地域からの人口流入によって3年連続で増加して約1,417万人となった。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにどまり、地方を中心に人口減少が進んでいるのが現状である。本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、これまでの自治体単位の仕組みにとられない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えらるべきである。

- (1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

Ⅳ. 自然災害への対応

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。そうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

＜税目別の具体的な課題＞

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
①役員給与は損金算入とすべき現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。
②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき経営者の経営意欲を高め、企業経営に活力を与える観点から、中小企業にも対応可能なコーポレートガバナンス（企業統治）を高める措置を講じることが条件に、同族会社における役員業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。
- (2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度を拡充すること。
- (3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し
米国の相互関税政策の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しできる期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化する。

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた。各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、合計所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が恒久措置、または時限措置として創設されるなど、控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担の増加は確実である。今後も物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすべきである。退職所得控除の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることにつながるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除の見直し
被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和4年2.68）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和5年は9.9%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。さらに現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要

である

- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ
経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。なお、教育資金や結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用状況等を勘案しながら、制度のあり方を見直すべきである。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信心も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。
①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。
④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。
- (3) 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。
- (4) 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (3) 電子申告の促進
国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。
- (4) 森林環境税の検証
森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証することを求める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されていることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明するとともに、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。

令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、
金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、
中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

法人会会議室において、理事・監事 23 名が出席し開催した。

議題は、下記についての承認・報告をおこなった。

承認事項 入会・退会承認の件
報告事項 令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について
委員会・部会・支部 職務執行報告
署からの連絡事項



伊藤会長



鶴見税務署 高橋署長

事業 Report

8月スポーツ例会

8月21日(木)

青年部会

8月スポーツ例会は、ボウリングを通じて青年部会員の親睦を図る事を目的として開催した。部会員38名、担当副会長1名、一般2名、事務局1名の総勢42名が参加した。2ゲームを実施し、青年部会とご来賓との対抗戦(参加者全員のアベレージ)とした。また、青年部会においては個人戦もおこなった。ご来賓との対抗戦の勝敗は、青年部会が勝利を飾った。



令和7年度福利厚生制度推進連絡協議会

8月21日(木)

一般社団法人神奈川県法人会連合会

県連主催福利厚生制度推進連絡協議会を崎陽軒本店にて、鶴見からは、伊藤会長をはじめ4名参加して開催した。福利厚生制度推進連絡協議会では、各受託保険会社3社の保険制度の表彰式をおこなった。当会は、経営者大型保証制度表彰(役員加入率70%以上・加入企業純増紹介キキャンペーン第二位)された。続いて連絡協議会では、各保険受託3社より、福利厚生制度の状況報告をおこなった。



野路厚生委員長

令和7年度女性部会連絡協議会 9月8日(月) 女性部会

(一社) 神奈川県法人会連合会の女性部会連絡協議会セミナーがローズホテル横浜にて開催され、県内18法人会から合計153名の女性部会員が参集、本会からは4名が参加した。

第一部はベンチャー落語家 元銀行員 参遊亭 遊助氏による特別講演「還暦からの落語の道と、落語に見る人材育成の要諦」という表題で、初めに 序 古典落語「牛ほめ」を披露。

東大を卒業して横浜銀行へ入行勤務20年、45歳でALSOKに転職し、素晴らしい営業成績を上げるが、50歳の時「100歳まで生きると決める」、60歳で仕事を辞め、落語に専念する。やろうと思った今が一番若い。年金前に仕事を辞めるので落語で生計をたてる戦略はとても見事だった。

「誰もが見たことのあるものを見て、誰も考えなかったことを考えること」そして「今のあなたが一番若い!」

最後に落語「牛ほめ」にみる人材育成の要諦
・根柢の精神、出来が悪くても「同じ人間であり、仲間だ」という意識

・教育スタンス、粘り強い教育。相手のレベルに応じた教育
などをお話しいただき、2時間の講演があっという間で、とても素晴らしい講演だった。

第二部の懇親会では、他の女性部会の皆さんと親睦を深め和やかに過ごした。



令和7年度税制セミナー 9月30日(火) 税制委員会

崎陽軒本店にて開催され、当会から伊藤会長はじめ7名が参加した。県連税制委員長 長谷川雅章氏、全法連前税制委員 井田光政氏より「令和8年度法人会税制改正提言」について説明がおこなわれた。

また、特別講演では、講師に経済ジャーナリスト/作家 渋谷和宏氏を講師にお迎えし「トランプ大統領就任後の日本経済～中小企業への影響～」と題しての講演をおこなった。



地域社会貢献運動「海岸清掃」 10月4日(土) 県連事業研修委員会

県連事業研修委員会主催で、地域社会貢献運動「海岸清掃」を昨年の伊勢に続き、今回は小田原で開催した。鶴見からは伊藤会長はじめ11名が参加した。集合場所である小田原駅西口「北条早雲公像前」より、バス4台にて清掃場所である御幸の浜へ向かった。各単位会で指定の場所に向かい作業をおこなった。可燃ごみ、不燃ごみのごみ袋が支給され、トングを使い約40分の清掃活動をおこなった。



会員増強会議・福利厚生制度推進連絡協議会 10月7日(火) 組織委員会・厚生委員会

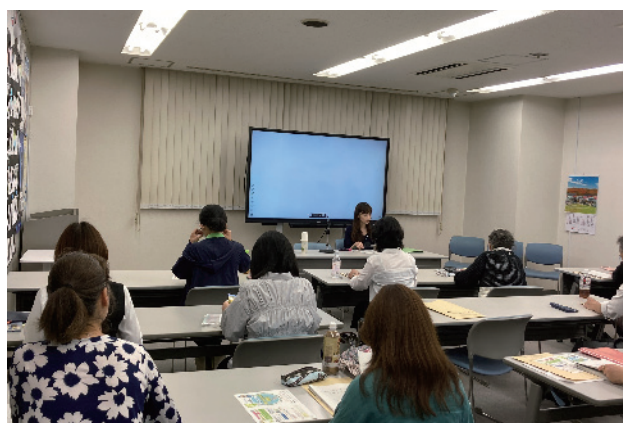
法人会の会員増強と福利厚生制度の充実を目的に理事会終了後、法人会会議室にて43名が参加して「会員増強会議・福利厚生制度推進連絡協議会」を開催した。第一部会員増強会議では、町組織委員長より、会員現況報告と会員増強依頼についての説明をおこなった。第二部福利厚生制度推進連絡協議会では野路厚生委員長のあいさつに始まり、保険受託3社より、福利厚生制度の状況報告をおこなった。





第41回源泉所得税研修会 第1回・第2回・第3回 10月8日(水) 10月15日(水) 10月29日(水) 源泉部会

全5回にわたり研修会を開催した。第1回は10月8日(水)に「源泉所得税の実務」をテーマに内容は「源泉所得税のあらまし」「徴収高計算書の作成、送信、電子納税」を、第2回は10月15日(水)に「社会保険料徴収事務」をテーマに内容は「健康保険料、厚生年金保険料の算出」を、第3回は10月29日(水)に「給与所得者の年末調整事務(その1)」をテーマに内容は「年末調整のしかた」の研修会をおこなった。第4回は11月5日(水)、第5回は11月18日(火)に開催。



経営者シンポジウム「鶴見会議・交流会」 10月9日(木)

厚生委員会

第3回目となる異業種交流会を鶴見法人会会議室にて、29名が参加して開催した。

伊藤会長、野路厚生委員長のあいさつに始まり、藤原厚生委員の司会進行のもと、初めに参加企業を紹介し、自社PRをおこなった。鶴見会議終了後、場所を懇親会会場に移動し、懇親を深めた。



女性部会税務研修会

10月14日(火)

女性部会の税務研修会が法人会会議室において開催され、岡野担当副会長ほか部会員17名が参加。鶴見税務署からは署長をはじめ幹部4名におこしいだいた。

第一部では鶴見税務署長 高橋朝弘氏の講演。署長の自己紹介、経歴紹介から始まり、演題は『税のよもやま話「役に立つかもしれない相続税とほぼ雑談的な所得税の話」』。相続税の話ではサザエさん一家を登場させ、所得税ではルパン三世とその仲間たちが登場することで、親近感を持って理解を深める講話となった。



第二部は恒例の税務署幹部による税金クイズを茶話会形式で開催。署幹部、部会員の皆さまと和やかに税について学ぶことができた。



つるみ臨海フェスティバル

10月18日(土)

今年で35回目となる「つるみ臨海フェスティバル」を入船公園にて開催した。

当会からは、伊藤会長はじめ5名が参加した。当日は、税務署が作成した「税金クイズ」に答えていただき、来場者に景品を配布する税の啓発活動をおこなった。

「つるみ大好き私のふるさとーみんなで創ろうつるみ臨海部」をテーマに地域が主体となって実施する区民フェスティバルで、地元の学生等によるステージイベント(演奏など)や自治会・町内会、各種団体や企業等による模擬店の出店、様々な体験イベントなどがおこなわれた。



第19回 法人会全国女性フォーラム 北海道大会

2025年9月18日(木) 女性部会

『全国女性フォーラム 北海道大会』が札幌パークホテルにて開催されました。

全国から41県連404会から約1,600名の女性部会員が一堂に会し、大変賑やかに華やかにおこなわれ、本会からは関口部長他2名の計3名が参加いたしました。

第1部の記念講演は、講師に株式会社クリエイティブオフィスキュー 代表取締役・プロデューサーの伊藤亜由美氏をお迎えし、「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」というタイトルでお話いただきました。

オフィスキューといえば、大泉洋さん、安田顕さんらを擁するTEAM NACSが所属、個性派俳優を抱え全国へと活躍の場を広げています。一方、食、観光、地域産品等北海道の様々な魅力を全国に伝えたいという思いから映画三部作「しあわせのパン」(2012年公開)、「ぶどうのなみだ」(2014年公開)、「そののレストラン」(2019年公開)を企画するなど、食とコンテンツのプロデューサーとして北海道の魅力を発信し続けています。

高校生の頃、地元である小樽で運河を埋め立てて広い港湾道路を作ろうという計画があり、それに反対する保存運動に参加したことが、自身の活動の原点であると話されました。また、2004年TEAM NACSのメンバーと共に上京した時に、それまで当たり前だと思っていた北海道の価値に初めて気づき、そこから北海道の魅力を発信していく活動を始めたのだそうです。

前出の映画「そののレストラン」がスペインのサン・セバスティアン国際映画祭のカリナリー部門(食の部門)に出品された際、映画鑑賞後に映画にちなんだディナーが行われたことに感動。北海道でもぜひ開催したいとコロナ禍を経て、昨秋「HOKKAIDO FOOD FILM FESTIVAL」を開催すると、サン・セバスティアン国際映画祭の主宰サン・ホセ氏も来日されました。またサン・セバスティアンと札幌は同じ北緯43度であるというご縁もあり先日札幌市とサン・セバスティアン市との間で、映画祭を通した映画業界の発展、食産業の推進など、両都市間の強みを生かした文化交流促進のための連携協定書を締結することとなりました。

なお今年は「HOKKAIDO FOOVIE FESTIVAL」と名称を改めて10月10日～12日に開催されました。

お話の途中では、スクリーンに大学生時代やオフショットのTEAM NACSメンバーが映し出されるなど、終始和やかで、とても楽しいお話しでした。

第2部の大会式典は、国歌斉唱・北海道法連女連協会長による歓迎の挨拶に始まり、ご来賓のご挨拶などがありました。国税庁課税部長に続き、北海道知事はご多用のためVTRのメッセージで、また札幌市長は前述のサン・セバスティアン市との友好交流の覚書締結のためスペインに向かったため副市長から、祝辞を頂戴しました。

また北海道内30法人会の活動事例が10分ほどのVTRにまとめられ発表されました。

『2025 HOKKAIDO 自然と女性の活力で 笑顔いっぱい北海道。～明日をつなごう! 未来をつなごう!～』とする大会宣言がなされた後、次年度の開催地 埼玉県へと大会旗が伝達されました。

また、同ホテル内別フロアでは北海道の特産品を集めた物産展を開催。札幌のみならず函館や旭川、根室などからも出店され、さまざまな商品に多くの方が行列を作っていました。

物産展の隣には、『税に関する絵はがきコンクール』の優秀作品が女連協会長賞12点を含む約400点展示され、当会の鶴見税務署長賞受賞作も掲示されていました。

次年度は、埼玉県にて令和8年4月16日(木)に第20回埼玉大会として、大宮ソニックシティ大ホールでの開催が予定されています。

(広報委員: 簡 奈津子)



令和8年から確定申告の会場が変わります。

(令和8年2月16日～3月16日)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の

申告書作成会場は 「日石横浜ホール」 に変更となります。

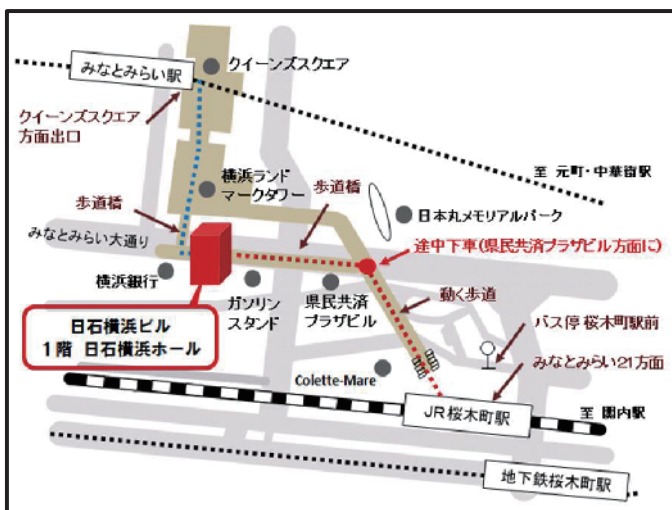


※ **鶴見税務署内には申告書作成会場はありません。**

開設期間	会場及び所在地
令和8年2月16日(月)～3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	日石横浜ホール 横浜市中区桜木町1丁目1番8号 日石横浜ビル1階

(注) 令和7年9月の情報に基づいて作成しています。詳細は後日、国税庁ホームページでお知らせします。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/index.htm>)

【案内図】



【最寄りの交通機関】

ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

JR・横浜市営地下鉄 桜木町駅
徒歩4分
みなとみらい線 みなとみらい駅
徒歩6分

会場は3税務署(鶴見・横浜中・保土ヶ谷税務署)の合同会場です。

会場は大変混雑します。ご自宅でスマートフォンとマイナンバーカードを利用した申告書の作成をお勧めします

確定申告は **自 宅 から ス マ ホ** で！

マイナポータル連携を利用して更に便利に！

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法

【マイナンバーカード方式編】

1

必要なもの



スマホ



アプリ
「マイナポータル」



マイナンバー
カード

マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

- ・利用者証明用電子証明書（数字4桁）
- ・署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）

※ パスワードを
お忘れの場合
（外部サイト）



必要なもの

をご準備の上、2へ♪

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※
で検索♪



確定申告書等作成コーナーにアクセス
※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

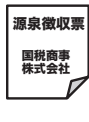
3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
マイナンバーカードを
スマホで読み取ります。

4

収入等の入力 ▶ 控除の入力



画面の案内に従って、収入・控除等に関
する情報を入力するだけ！
自動計算で申告書の作成ができます。

5

FINISH!!



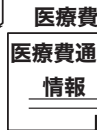
e-Taxで送信！これで手続完了♪
書類の保管・郵送提出が不要！※

※ 住宅借入金等特別控除に係る書類など、
一部を除きます。

さらに！ マイナポータル連携 で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力！



保険料
保険料控除
証明書



など

マイナポータルから
まとめてデータで取得



確定申告書に
自動入力・自動計算

e-Taxで送信



【問合せ先】

〒230-8550 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-38-32 TEL 045 (521) 7141 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

掲載無料！
費用は一切かかりません。

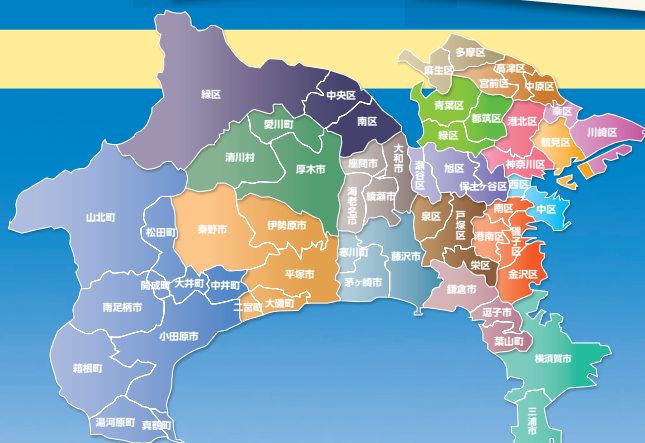
費用は一切かかりません。

応募された企業様は、会員優待サービスブックへ無料で広告を掲載することができ、神奈川県内の約3万社の会員企業に、サービスが紹介されます。

- 18 法人会（横浜中・横浜南・保土ヶ谷・戸塚・神奈川・緑・鶴見・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・鎌倉・藤沢・平塚・厚木・大和・相模原・小田原）の会員企業であること
- 会員優待カードを提示した際、何らかの特別なサービスをして頂くこと
(例：料金 5% OFF、無料体験、粗品進呈など)



神奈川県内の 18 法人会の全会員企業に配布される、会員優待サービスが掲載された冊子です。エリア内の会員企業、約 3 万社に配布されています。毎年サービスの利用者が増えており、今後も利用回数の増加が見込まれています。



申込は 11P をご覧ください

横浜中法人会 中区、西区	横浜南法人会 磯子区、金沢区、南区、南区	保土ヶ谷法人会 保土ヶ谷区、緑区、新緑区	戸塚法人会 戸塚区、東区、南区	神奈川法人会 神奈川区、最北区
緑法人会 緑区、青葉区、都賀区	鶴見法人会 鶴見区	川崎南法人会 川崎区、幸区	川崎北法人会 中原区、高津区、宮前区	川崎西法人会 南区、多摩区
横須賀法人会 横須賀市、三浦市	鎌倉法人会 鎌倉市、藤沢市、高山市	藤沢法人会 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	平塚法人会 平塚市、伊勢原市、愛甲市、大磯町、二子町	厚木法人会 厚木市、相模川、相模川
大和法人会	相模原法人会	小田原法人会		

会員優待サービスブック 掲載希望の事業所や 店舗のご応募お待ちしております。

広告掲載企業 募集中!!

掲載希望の方は…

下記の手順に沿って、神奈川県内法人会会員優待サービスのホームページより掲載申込フォームから送信してください。アドレスは <https://houjinkai.kanagawa.jp>
(ホームページからの申込が難しい場合は、所属の法人会へお問合せください。)

【お申し込みは法人会会員に限りです】

※内容によっては掲載をお断りする場合がありますので予めご了承願います。また、本サービスへの掲載は、掲載企業の責任において行うものとし、利用者と掲載企業との間にトラブル・損失・損害が生じた場合、当会は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

飲食店 レストラン ○○○ ○○○○駅

オーガニック食材に
こだわったイタリアン料理
をご提供いたします。

写真やイラスト

0,000円以上
ご利用に限り
00%OFF

住所／横浜市中区○○○○○-○
電話／045-000-000 FAX／045-000-0000
最寄駅／JR 根岸線「○○駅」より徒歩5分
営業時間／10:00～21:00 (L.O.20:00)
定休日／月曜
URL／http://www.aaaaaa E-mail／aaaa@aaaaaa.co.jp

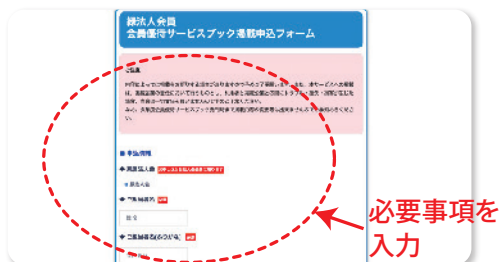
原寸掲載例



1 パスワード入力画面より、パスワード
2025-hjk を入力してください。



2 優待サービス実施店募集メニューより該当
の法人会を選択してください。



3 掲載申込フォームより必要事項を入力して
ください。



4 入力内容、写真添付等が完了しましたら、
送信ボタンをクリックしてください。

神奈川県法人会連合会

内容は随時更新しております。

横浜中法人会	TEL. 045-662-6433 FAX. 045-641-8222 E-mail yokonaka@hohjinkai.or.jp
横浜南法人会	TEL. 045-370-8261 FAX. 045-370-8271 E-mail info@ym-hojinkai.or.jp
保土ヶ谷法人会	TEL. 045-332-4360 FAX. 045-333-5802 E-mail yokohama@hodogayahojinkai.or.jp
戸塚法人会	TEL. 045-861-8743 FAX. 045-864-6953 E-mail info@totsuka-hojinkai.com
神奈川法人会	TEL. 045-633-7666 FAX. 045-633-7592 E-mail info@kanagawahojinkai.or.jp
緑法人会	TEL. 045-971-5751 FAX. 045-971-5736 E-mail info@midorihojinkai.or.jp
鶴見法人会	TEL. 045-521-2531 FAX. 045-503-2051 E-mail hojinkai@tsurumi.or.jp
川崎南法人会	TEL. 044-276-8731 FAX. 044-276-8738 E-mail info@km-hojinkai.or.jp
川崎北法人会	TEL. 044-799-1791 FAX. 044-799-1793 E-mail contact@kawa-kita.or.jp

川崎西法人会	TEL. 044-980-4131 FAX. 044-980-4646 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp
横須賀法人会	TEL. 046-825-7100 FAX. 046-826-3073 E-mail office@yokosuka-hojinkai.com
鎌倉法人会	TEL. 0467-22-1131 FAX. 0467-22-4600 E-mail km806989@fsinet.or.jp
藤沢法人会	TEL. 0466-22-6444 FAX. 0466-24-2100 E-mail info@fujisawahojinkai.or.jp
平塚法人会	TEL. 0463-21-2891 FAX. 0463-24-0785 E-mail office@hiratuka-hojinkai.or.jp
厚木法人会	TEL. 046-221-1055 FAX. 046-222-3808 E-mail info@a-net.or.jp
大和法人会	TEL. 046-260-0511 FAX. 046-260-0515 E-mail jimukyoku@yamato-hojinkai.or.jp
相模原法人会	TEL. 042-755-3027 FAX. 042-753-3273 E-mail info@sagamiharahojinkai.or.jp
小田原法人会	TEL. 0465-23-3641 FAX. 0465-23-5109 E-mail odawara-hojinkai@nifty.com

会 員 紹 介



サービスブック同封の会員優待カードご提示で
★マークのサービスが受けられます。

会員紹介募集案内

鶴見法人会広報委員会では、ホットライン
(広報誌)で会員紹介をおこなっております。
年間4回(5月、8月、11月、2月) 発行
されております。鶴見法人会会員の方々に
PRするのに絶好の機会だと思いますので、
是非、ご利用ください。【掲載無料】

※掲載にあたり、下記の項目が必要とな
りますので、宜しくお願いします。

■会員特典 ■会社紹介 ■会社住所 ■会社
電話 ■営業時間 ■定休日 ■掲載写真

焼肉三年目の浮気 鶴見店

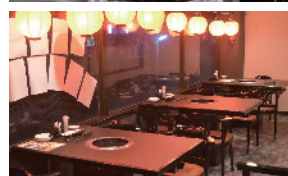
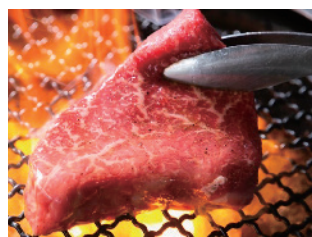
★4名様以上で
ワンドリンクサービス

豪快に焼く「焼肉」と新鮮ホルモンを堪能! 新鮮な和牛を使用した「焼肉」
他では味わえない豪快厚切で! 丁寧に一つ一つ手仕込みをする「牛・豚ホル
モン」も絶品。ワインなどアルコール類も豊富にございます。

■住所 横浜市鶴見区豊岡町21-24
ウイング鶴見2階
■電話 045-718-5629
■営業時間 月～金 17:00～24:00
土日祝日 12:00～24:00
■定休日 なし



@SANNENME_SHO



有限会社 東寺尾清月

★1,000円(税込)以上お買い上げで1割引!

大正8年創業の和菓子・洋菓子店

昔ながらの製法を守り、一つずつ店奥で製造。和菓子・洋菓子職人が日々
菓子作りに励んでおります。主原料は国産にこだわり、保存料等の添加物不
使用です。店頭では、つまみ最中、カステラ、プリン、ワッフル、マロンショ
コラ等豊富に取り揃えております。オンラインショップでは 人気商品コー
ヒー大福、焼き菓子の全国発送を 承っております。

■住所 横浜市鶴見区東寺尾 6-33-17
■電話 045-581-9488
■営業時間 9:30～18:00
■定休日 火曜日(月・火連休の週あり)
■駐車場 3台
■URL <https://htsei.stores.jp>



喫茶こっこ

★宴会メニューからなんと! 1,000円引!

創業10年 ゆったりのんびりくつろげる、喫茶店。
夜は居酒屋営業 ^_^ 是非、宴会のご予約もお願いします。
ウーバーイーツもやっています。お席でタバコ吸えます。

■住所 鶴見区鶴見中央 1-2-4
GS プラザ鶴見駅前 203
鶴見駅東口から30秒
■電話 045-503-2282
■営業時間 12:00～24:00
■定休日 日曜日・祝祭日





新年賀詞交歓会のお知らせ



公益社団法人 鶴見法人会
会 長 伊藤 文雄

晩秋の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、新しい年は皆様にとって素晴らしい年となりますよう祈念し、新年賀詞交歓会を開催いたしますのでご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和8年1月15日(木) 受付 午後5時30分 開会 午後6時
- 2 場 所 崎陽軒本店 住所: 横浜市西区高島2-13-12 TEL: 045-441-8880
- 3 参 加 費 10,000円(当日受付までご持参ください)
- 4 定 員 120名 定員になり次第締め切らせていただきます。
- 5 申込方法 12月20日までに鶴見法人会事務局あて
FAX又は、メールにてお申込みください。
FAX: 045-503-2051 TEL: 045-521-2531
E-mail: hojinkai@tsurumi.or.jp



☆お席ご用意の関係上、事前お申込みのない場合はお断りする事もございます。
尚、参加申込み後1月9日以降の取り消しは参加費をいただきます。ご承知おさください。

新 入 会 員 紹 介

支部名	法人名	正会員・賛助会員	氏 名	住 所	
		電 話		業 種	紹介者
鶴見中央	Luana フェイシャルサロン	個人賛助	廣田朋美	鶴見中央 1-5-5 アオキビル第 28 401 号	
		090-6109-3017		フェイシャルエステ	大同生命保険(株) 鳥海恵子
鶴見中央	(一社) 鶴見交通安全協会	正会員	大野慶太	鶴見中央 4-33-9	
		501-0555		交通安全活動	監事 松浦泰弘

お詫びと訂正

ホットライン2025年秋号(No.585)でご紹介しました下記会員様の掲載に一部誤りがありましたので、再度訂正しまして、ご案内致します。
関係各所にご迷惑をお掛けしまして、申し訳ありませんでした。

支部名	法人名	正会員・賛助会員		氏 名	住 所	
		電 話			業 種	紹介者
豊岡佃野	Square Nexus (株)	正会員		古瀬村佳亮	豊岡町17-19大倉ビル	
		050-7103-6050			コンサルティング業	横浜信用金庫鶴見支店 渡邊航太

鶴見法人会に入りませんか？ 法人会は税に関する活動で企業や社会に貢献します。

お知り合いの法人等をご紹介ください。

鶴見税務署管内の
約1800社が入会

入会の
メリット

- 1 税務対策のサポート・経営知識等の吸収
- 2 異業種交流
- 3 福利厚生
- 4 地域社会への貢献

詳しくはwebで

<http://www.tsurumi.or.jp>

鶴見法人会

検索

公益社団法人鶴見法人会は「地域振興助成事業」として鶴見区内において自主的・主体的な地域づくりを推進する団体・グループを支援しています。

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は eLTAX で電子提出を！

～給与支払報告書の提出について～

<提出にあたりご留意いただきたいこと>

- **法令上の提出期限は令和8年2月2日(月)です。早期提出にご協力をお願いします**

1月下旬頃から提出が非常に集中するため、提出後のお問合せ等に対応することが困難になります。早期提出にご協力ください。

- **eLTAX で提出する際の市区町村コードは「141003」(横浜市のコード)です**

eLTAX を利用して横浜市に給与支払報告書を電子提出する際は、提出先の市区町村コードは「141003」(横浜市のコード)としてください。横浜市では、給与支払報告書は特別徴収センターで一括して収受しています。

- **納入書は前年度の納入方法にあわせて送付しています**

横浜市では、個人住民税(特別徴収分)の納入書は給与支払報告書(総括表)の「納入書の送付」欄の記載内容によらず、事業者様の前年度の納入方法にあわせて送付を決定しています(電子納税をされている事業者様には納入書は送付していません。)



【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
電話: 045-671-4471
受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収

検索

◆ eLTAX で給与支払報告書を提出した場合、「特別徴収税額決定(変更)通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」それぞれの受け取り方法を、電子データか書面のいずれかを選択することが可能です。なお、年度当初に決定した受け取り方法は、原則、年度途中での変更ができません。また、電子データと書面の両方での受け取りはできません。詳細は横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「特別徴収税額決定(変更)通知書の電子化について」を御確認ください。

◆ 特別徴収税額通知を電子データで受け取っている場合、地方税共通納税システムで電子納税する手続きがより簡易になります(入力項目が減少し、省力化できます。)

～償却資産申告書(固定資産税)の提出について～

令和8年の提出期限は、令和8年2月2日(月)です！

<重要なお知らせ>

★令和8年1月から償却資産申告書の様式が変わります！

これまでの複写式(提出用・控用の2枚)から単票(提出用)のみの形式へと変更されます。控用が必要な場合は、あらかじめ提出用をコピーするなどして控用をご準備ください。郵送でのご申告の場合は、ご準備いただいた控用と切手を貼った返信用封筒を同封していただくことで、返送対応いたします。

※控用のご準備や切手を貼った返信用封筒が無い場合は、こちらで複写・返送の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

【お問合せ先】

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)
〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階
電話: 045-671-4384 Fax: 045-663-9347
受付時間: 8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始を除く)
※区役所では受け付けておりませんのでご注意ください。



横浜市 償却資産センター

検索

e LTAX を使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法: インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目: 個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

エルタックス

検索